

## 「申」7号、各車両所関係に関する職場諸要求に関する業務委員会を開催!

2016年12月16日・21日、2017年1月13日・21日4回に分けて支社会議室において、職場諸要求(車両所)の申し入れに関する業務委員会を開催してきました。業務委員会の出席者は組合側業務委員・浦谷副委員長、下茂業務部長、宮内組織部長、笹田法対部長、渡邊組織担当部長。会社側業務委員・濱田人事課担当課長、奥村運輸課課長代理、森車両課課長代理、清水人事課係長でした。

( )

2016

### 《 会社回答 》

#### I. 各車両所共通の改善要求について

##### 1. 安全・労働条件について

(1) 各車両所における管理者による労働監視を止めること。

【回答】労働監視の事実はない。検修作業の品質向上、社員の労災防止、行程管理等を目的とした必要な点検指導を行っている。

(2) 事故や些細なミスに関して個人への責任追求となっている。責任追及の姿勢を改め、原因究明の対応とすること。

【回答】今後も徹底して原因を究明し、対策を実施することにより、事故防止に努めていく。その過程に於いて責任の所在を明らかにするケースは当然あり得る。

(3) 事故や不具合が発生した場合、関係社員に事象を聞くことは仕方ないが、当事者でない限り時系列等報告書の強要はしないこと。

【回答】事実を明らかにする為、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

(4) 各作業確認の「指差喚呼」が煩雑、複雑化している。「指差喚呼」を簡素化すること。

【回答】必要な喚呼を行っている。ヒューマンエラー防止の為に必要なことであり、今後も実施していく。

(5) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。また、「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は直ちに復帰させること。

【回答】現行通りとする。

(6) 新入社員・転入者の見習者への指導は、確実な技術継承が必要であるため、各担務に精通した経験の長いベテラン社員とすること。

【回答】指導者は必要な知識、技能を有していることを確認した者を指定している。

(7) 車両係のB担務登用は就業規則48条「職制」に反していると考えるので止めること。然るに登用する根拠を明らかにすると共に、仮に登用するにしても本人の同意を得ること。

【回答】必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

(8) 車両所の担務、パートは固定や隔たりがないよう、全ての社員が交流や技術継承が図られるよう努力すること。

【回答】適正や技能等から総合的に判断のうえ適切に行っている。

(9) 全社員が参加出来る緊急時の避難訓練を職場毎に実施すること。

【回答】避難経路、避難箇所については、各階エレベーター前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

(10) 作業のチェックシートやチェックリストが増えている。ペーパーレス化に反するため社員の声を聞き、簡素化すること。

【回答】現行通りとする。尚、チェックシートは漏れのない確実な後検査をする為であり、正しいチェックを行うことで車両品質を保証するものである。

(11) 本人の意思を無視したプロジェクトへの参加及び個人業研を強要しないこと。

【回答】プロジェクトへの指定に当たっては、個々人の能力、適正を総合的に判断している。

(12) 会社の責任において、当日の出面の健康チェックを行うこと。また、体調不良を訴えた社員に対しては、会社の責任において医療機関に連れて行くなどの対応をすること。

【回答】今後も適切に対処する。尚、体調不良の場合は早めに管理者に申し出ること。

【若干の議論】

## 管理者が、現場で点検作業を見る時は一言声を掛けるべきである！！

組合：台検の職場では、管理者が黙って点検を後ろから見ている。検修作業の品質向上、社員の労災防止、行程管理等を目的とした必要な点検指導を行っているのであれば、その旨を告げてから、見るべきではないか。非常に現場の社員は、仕事がやりづらいと声が上がってくるのである。台検の管理者を指導すること。

会社：社員と管理者のコミュニケーションのことを言っていると思うが、実態を把握していないので応えられない。

組合：4月に通路線03侵入事故を起こした社員が未だに構内操縦担当から外されているが、個人への責任追及だけでことを済ませていないか。

会社：現在は、操縦担当に就いている。個々人の能力を見ながら今後も指定していく。

組合：属人のことを言っているのだが。

会社：当該社員のことについては、議論する気はない。

## ヒューマンエラーの位置づけは現場に任せているのか！？

組合：ヒューマンエラーの位置づけは乗務員でいえば「ヒヤリハット」的な位置づけいいか。VCB誤投入は、ヒューマンエラーになるのか。

会社：検修が判断するが、ヒューマンエラーの指定にしている。

組合：ヒューマンエラーにはならない。申告しなかったらヒューマンエラーの指定している。

会社：操作を誤ったことは、申告しないとイケない。

組合：現場の検修科長が替わってから、ヒューマンエラーの指定の判断が替わっている。

組合：作業のミス等、時系列等報告書の中で対策を書かせるが、対策は本来会社が考えることであり、本人に対策を求めている。

会社：事象毎に個人で考えるものと会社で考えるものがある。

組合：些細なことは個人の対策をチェックシートに替えている。対策のための対策を取るから同じ事象が再発している。しっかり原因の解明をせず個人への追求をしているから、同事象が発生するのである。管理者が背後要因を追求し対策を取るべきである。

会社：完璧ではない意見があるが、個人への責任を全て押しつけているわけではない。管理者を含めて考えていく。

## **社員管理の為の喚呼は、意味がない！！**

組合：喚呼は一字・一句間違わずに言わないとイケないのか。

会社：管理者が指導していると思う。

組合：何のための喚呼か要領が分かっているだけでいいだけのことである。

会社：ヒューマンエラーの防止の為、必要であり会社が考えることである。

組合：喚呼は必要であるが、一字・一句決められたとおりでない。安全とはかけ離れた、社員管理の為の指導である。

## **経験値も重要であるし技術継承も今後の課題であるなら、職制を守るべきである**

組合：車両係が技術係の仕事をしている。ゴールデンハンマーには何か手当を支給しているのか。

会社：手当はない。職制で検査業務を行うものではない。

組合：職制とは何のためにあるのか。

会社：車両係がB担務の仕事をしてはいけないとはない。

組合：B担務がC担務の仕事をするのはあっても逆はない。

会社：社員の技量・能力があれば指定する出来る。

組合：職制の技量があればなれるということか。

会社：そうである。指定することに問題ない。

組合：プラス査定の評価は当然あるのか。

会社：総合的に評価するものである。

組合：責任事故があった場合など、技量等で社員には問わないのか。

会社：その必要があれば構わない。出来ない社員には指定はしない。

組合：マニュアルだけでは伝わらない検査には経験が必要なものが多々ある。技術継承でいえば、現在、大変な状況である。

会社：経験値も重要であるし技術継承も今後の課題である。教育という話になる。

組合：最低一つの職場に5年程度の経験を踏ますのなら分かるが、入って一年で職種を替えている現実がある。伝えないとイケないことが伝わっていないこともある。現場の声を聞くこと。

組合：登用は就業規則48条「職制」に違反していないことでいいか。

会社：違反していない。

## エレベーター横に避難経路が掲出していることを社員は知っているのか！？

組合：全社員に緊急時の避難訓練をやらすべきであると考えるが、実際にやった社員は少ないのではないかと。階段を使用させないのは、セキュリティーの問題だけなのではないかと。

会社：全社員に訓練を行うのは、一日では難しい。

## アリス入力の目的はペーパーレス化の為ではなかったのか？

組合：当初、アリス入力を導入した時にその目的は、ペーパーレスの為ではないのか。

会社：台車検査でチェックシートが増えていることは認識している。

組合：古いチェックシートが残ったまま新しい対策が増えてきている。必要でないものはなくすべきである。

会社：そのようなものがあれば、現場管理者に言って頂きたい。

組合：台検では1台車につき9枚、8台車72枚莫大な数である。

会社：把握してないが、数が多いと言えば受け取られても必要なものと判断している。

組合：保存する期間は定めているのか。

会社：期間は定めていないが、各職場で品質保証書として守っている。

組合：省略出来るものは省略して、一枚でも少なくすること。

以上

## 2. 設備・環境について

(1) 通勤時のスーツ・背広着用を強要しないこと。

【回答】JR東海社員として、お客様に不快感や違和感を与えない端正な服装とすべきでありスーツによる通勤を懲罰している。

(2) 鳥飼基地従事員用の駐車場、バイク置き場を増設すること。

【回答】現行通りとする。

(3) 社員の健康増進のために、資材庫及び新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等が出来る施設を完備すること。

【回答】そのような考えはない。

(4) 各車両所の検修庫の蛍光灯切れが放置したままであり改善すると共に、庫内の蛍光灯をLED化にすること。

【回答】設備不良があれば、調査のうえ保守担当箇所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処している。尚、灯具に関しては順次LED等に改善している。

(5) 各現場に浄水器付き冷水機を増設すること。

【回答】現行通りとする。必要箇所には設置を行っているほか、熱中症等の危険があるため、水分補給は十分準備されたい。

(6) 鳥飼車両基地の風呂の入浴規制時間をなくし、フルタイムで入浴できるようにすること。

【回答】現行通りとする。

(7) 事務所棟6Fの風呂は、清掃終了後は直ぐに使用（シャワー）できるようにすること。

【回答】現行通りとする。

(8) 事務所棟6Fに男性用トイレを増設すること。

【回答】現行通りとする。

(9) 鳥飼食堂の運営に対して、社員にアンケート調査を定期的に行うこと。また、食堂前の休憩所を拡大すること。また食堂内にもTVを設置すること。

【回答】要望等ある場合は管理者に申し出ること。また、休憩所の拡大やテレビの設置については現行通りとする。

(10) 名古屋車両所食堂の営業時間及びメニューの充実を図ること。

【回答】現状で対処されたい。

(11) 混雑緩和と健康確保の観点から、鳥飼基地の庁舎階段の使用を許可すること。

【回答】セキュリティーの観点から原則として総合事務所棟の5階から9階までは階段使用は認めない。

(12) 各車両所に熱中症対策として、職場にスポーツドリンクを配布すること。

【回答】防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところであり、そのような考えはない。

(13) 各車両所庫内のカラスの駆除について対策の効果が見られない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除対策を実施すること。また糞害を防止すること。

【回答】現行通りとする。カラスの防除マットを敷設する等行っているが、引き続き、対応方を検討していく。

(14) ワーキングルーム、現場の分煙化を徹底すること。

【回答】受動喫煙防止の為、引き続き分煙化の検討を進めていく。

### 3. 制服・被服について

(1) 安全チョッキ・チェック簿のバインダーを個人貸与すること。

【回答】安全チョッキはセキュリティー上、個々に配布できるものではない。また、バインダーは出面分は配備している為、個人貸与する考えはない。

(2) 構内操縦担当者用にカップ、長靴を貸与すること。

【回答】現行通りとする。

(3) 作業で使用するカップは汚れや傷み具合に関係なく更新（年1回）すること。

(4) 被服貸与の見直しを行い、社員が希望する被服を貸与すること。

(5) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。

【回答】(3)～(5)は、支社権限外事項である。

(6) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【回答】使用頻度、作業内容等で考え、箇所で適切に判断している。

(7) 点呼時の制服は、夏季、冬季共に強制せず、作業に即した制服を認めること。

【回答】そのような考えはない。

### 【若干の議論】

## 通勤時のスーツ着用は、あくまでも懇意であり強制ではない！

組合：通勤時のスーツ・背広着用で通勤回送に乗る社員に対して、スーツを着用するルールはあるのか。

会社：ルールはないが、特に通勤回送はお客様の目があるのでスーツは懇意している。

組合：スーツでなくても、端正な服装をしていれば良いのか。

会社：そうである。不快感を与えるような服装でなければいい。

組合：あくまでも懇意であり強制でないことでいいか。

会社：そうである。

組合：別にスーツで通勤しなかったから、社員への執務態度等の判断にはなっていないか。

会社：少なくともそのようなことはない。

組合：違和感な服装とはどういう服装か。

会社：違和感を与えない端正な服装がスーツである。

## **会社は、社員の声を聞いて駐車場問題を早期に解決すべきである！！**

組合：車の通勤を認めている者が何らかの原因で車で通勤できない場合、バイクで通勤をしていいのか。

会社：公共交通機関を利用して、通勤することになる。

組合：もし、バイクで通勤したらどうするのか。

会社：バイク置き場には置けない。予め管理者に相談すること。

組合：駐車場許可証を貰った社員が、転勤で異動した場合次に貰えない状況が三年くらい前から続いている。駐車場の空きが増えて来ているのではないか。

会社：三島の高架工事をやっているが、空きが増えていることはない。

組合：転勤した人に与えていないので、増えてきているのは事実である。

会社：駐車場の空き待ちの人がいるので、順番は後ろになる。

組合：待っている人がいるが、飛び越えて貰っている人もいる。貰える条件を言うこと。

会社：車でないと通勤できない、絶対駄目な理由があれば、許可をしている。

組合：工事の関係で発行してないとの回答であるが、工事はいつ終了する予定か。

会社：来年一杯はかかると思う。

組合：スペースがあるのに与えない理由は何か。

会社：スペースが空いているとは把握してはいない。

組合：仕業から台検へ転勤したことで、許可証を取られ空きが出る現実がある。転勤になっても台検と仕業の駐車スペースは同じである。

会社：高架工事をしている中で、工事用の荷物を置いたりするので出せない。

組合：新規の許可証は出せないかもしれないが、元々の人には関係ない。

会社：駐車場の件は、社員からの声があることは把握している。大仕業が窓口となって許可証のことは色々と考えている。今後のことは議論している最中なので、今の段階で期待できる回答はこれ以上ない。

組合：大仕業から台検に転勤になり、大仕業に聞いたら台検に聞いてくださいと言っている。

会社：鳥飼としての駐車場の問題は、大仕業と台検でコミュニケーションを取っている。

組合：ルールが明確にされていない。現場で聞いてもちゃんと応えてくれてない。大仕業が担当であっても、ここで議論するのと現場での答えが違うのである。組合としては、現場の社員の声を聞いてやっている。組合が調べたら、17台くらい常に空いているし、西方では10台くらい空いている。社員も空いているのを見ている。工事の関係で荷物を置くとの回答であるが、荷物は置いてないのが事実である。

会社：目の前に空いているスペースがあるというのは分かるが、駐車許可出した場合に実際工事にスペースが必要な時に使えなくなる。一律に対応している。

組合：工事があるかとかの理由でなく、今まで貰っていたのが転勤したから取られている。

会社：工事ヤードとして使う可能性がある中で、行っている。理解頂きたい。

組合：来年工事が終了した時点で、駐車許可待ちの人には出せるのか。

会社：見通しとして、回答できるものはない。

## **不具合等の申告に対し、速やかな対応が必要である！！**

組合：現在、LED化の進捗状況はどうなっているのか。

会社：仕業庫の中を現在やっている。

組合：不具合があれば言うようになっているが、管理者に言っても改善されない現実がある。

会社：言っている状況は分かる。実際、協議しているが速やかな対応が出来てないのが現実である。設備担当には話をしているが、社員が満足できるようにはなっていない。今後、LEDになれば解消されていくと思う。

## **製氷機の氷が茶色でも劣悪な環境でないとの認識！？**

組合：各現場に浄水器付き冷水機を増設することへの回答では「現行通りとする」ということだが、会社としては、浄水器付き冷水機を認めているということだが、製氷機は認めているのか。氷が茶色くなっても若手社員は、暑い理由で食べている現実がある。何とか出来ないか。

会社：管理者に申し出ること。

組合：台検職場のオアシスの環境は劣悪である。

会社：劣悪とは思っていない。

組合：製氷機のもの自体が悪い。水質検査は定期的に行っているのか。

会社：定期的に行っているが、事実を把握していない。

## **夜勤者の為に風呂の開放を15時からに要求する！！！！**

組合：風呂を12時から15時40分まで利用出来ない根拠は何か。

会社：根拠というより、入れる時間のルールが決まっている。それで十分である考えである。

組合：泊まり勤務の社員が夜勤前に入りたいので、15時くらいに使えるように出来ないか。

会社：風呂は作業時の汚損の為に準備するものである。

組合：ベストな体調で仕事をするのが、ベターであり風呂の清掃が終わってれば使用できるようにすること。

会社：一定のルールを決めないといけない。

組合：ルールを15時からに変更するだけである。是非、社員の声に応えること。

## **約130名の社員が6階庁舎内トイレが足りないのを実感しているのに改善する気はないのか！？**

組合：事務所棟6Fの男性用トイレは、台検社員100名、修繕30名くらいいて大便所3つはあまりにも少ないのではないかと。以前は女性トイレも使っていた時期もある。

会社：女性に使うなどはならない。

組合：今現在、女性は一人だけであり、他の階のトイレを使用して貰い、6階のトイレだけは男性としたらいいのではないかと。

会社：色んな人の意見があるので、言えない。

組合：労働安全衛生法の基準にも個数があるのではないか。

会社：意見は聞くが、基準のことは答えられない。

## 2－(13)、(14)について

組合：カラスの防除マットは何か。

会社：棘（とげ）のことである。ほかにべたべたするものなどやっているが効果が見られない。

組合：修繕のワーキングルームは今回移動するが、何処になるのか。現在、出勤して待機場所になっているところに作るのか。

会社：そうである。

組合：詰所はなくなるのか。

会社：休憩スペースは設ける。

組合：夜勤で出勤する社員の待機場所はあるが、その部分を半分にするのか。

会社：スペースが広いのに、常に閑散としている。

組合：業務前の社員と分けるのか。

会社：そうである。

組合：今ある詰所は、何に使う予定か。

会社：今の時点では、何も決まってはいない。

組合：サービックが使うのではないのか。

会社：サービックの詰所は別にある。分からない。

## 3－(1)について

組合：安全チョッキはセキュリティーの関係で個々に配布できないのか。

会社：安全チョッキは線路内を歩く時などに使用するものである。

組合：安全チョッキを共用で使うので臭いなど衛生上問題がある。

会社：臭いなどは言って頂ければいい。

組合：庫内で名札のないツナギ着用で歩行しても怒られないが、セキュリティー上問題はないのか。

会社：制服は服務規程にあり名札を付けるようになっている。ツナギも付けるべきと言うことか。

組合：名札がないくらいでうるさく言わないで欲しい。ツナギで庁舎には入れるのか。

会社：今は答えられないが、不都合がないところで、整えていくと考える。

以 上

## 4. 勤務について

(1) 年休抽選が1番でも発給されない状態が続いている。抽選が1番の場合は必ず発給すること。また、年休を最優先とし、年休を抑制する見習と出張はやめること。

【回答】現行通りとする。尚、必要な要員は配置している。

(2) 昇進試験の扱いは、勤務時間扱いとすること。

【回答】支社権限外事項である。

(3) 始業点呼は、総点呼も含めて5分以内とすること。

【回答】現行通りとする。点呼などによって5分以上となる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

(4) 出勤遅延した社員のプライバシーに関する事情聴取及び時系列等報告書の強要をや



めること。

【回答】事実を明らかにする為、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

(5) 勤務時間外のQC、業研、勉強会を超勤扱いとすること。

【回答】業務指示は業務上の必要により会社が判断する。

(6) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

【回答】支社権限外事項である。

(7) 自動車通勤の希望者に対して直ちに許可し、駐車許可証を発行すること。

【回答】現行通りとする。

(8) 自動車通勤手当の通勤距離を細分化し、通勤手当額を全般的に見直すこと。

【回答】支社権限外事項である。

(9) 出勤遅延防止のために目覚まし時計複数個セットの強要はやめること。また、社員が目覚まし時計を希望した場合は、貸与又は支給すること。

【回答】出勤遅延防止の為に懲憑しているものであり、そのような考えはない。

## II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

### 1. 検修員詰所、ワーキングルーム、臨修庫、研削庫について

(1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

【回答】現行通りとする。

(2) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【回答】現行通りとする。尚、入浴が必要な場合は個別に管理者に申し出ること。

(3) 仕業庫各番線に操縦担当者用の自転車を設置すること。

【回答】現行通りとする。自転車が不足しているとは聞いてない。

(4) 臨修庫に空調設備付きの打ち合わせ詰所を設置すること。

【回答】現行通りとする。

(5) 検修員詰所に安全靴用の下駄箱を設置すること。

【回答】現状で対処されたい。

### 【若干の議論】

## データ分析班は要員として含まれているのか！？現場に適正要員を配置すべきである！！

### 4-(1) について

組合：台検職場では各プロジェクトとか出張が多く、年給抑制になっている。年休が発給されてないことは把握しているのか。

会社：データ分析センターに必要な要員は配置している。稼働的に年休が出にくいことがあるのは承知している。

組合：QCや業研の月毎の予定は、大体分かるのではないのか。事前に年休が出ないのが分かるようにしてほしい。

組合：台検には二つのグループがあるが、データ管理班は何処の要員に入るのか。

会社：内勤になる。

組合：内勤の要員が増えたということか。

会社：そうである。

組合：年休を取る場合は、台車と輪軸で分かれて抽選を取る形になるが、その分要員が少なくなっているのではないのか。

会社：少なくともはなっていない。輪軸と台車それぞれ満たした要員を配置している。

組合：輪軸から抜けたのは、以前多かったからなのか。

会社：輪軸グループ、台車グループの実務量は管理側として見ていると思うが所としては満たしている。

組合：輪軸グループ、台車グループで見ないと話にならない。

会社：台検の必要な要員は配置している。

組合：年休を取る側としては、要員が足りないのである。

会社：必要な要員は補充している。

組合：基準人員(4名)として増えたのか。

会社：欠員を出しているわけでないのは事実である。

組合：だから、年休を取りづらいのである。

会社：実感として、そのような感想があるのは分かる。

## **会社は、始業点呼の時間を守れないのに安全は守れるのか？ 作業の遅れで汗水垂らすのは現場の社員である！！**

### **4－(3) について**

組合：始業点呼5分以上掛かった場合、作業は問題なく終了しているとの回答であるが、途中の休憩時間の変更が発生している。これに対する問題ないのか。例えば、12月14日、大山支社長が大交両で訓示をしたがこの時作業開始が約15分遅れた。このことは把握しているのか。

会社：把握していない。

組合：休憩時間が10分変更になり、運転は15分の超勤扱いになった。最終的に所定で終わっているが問題ないのか。

会社：訓示の内容も社員にとって有益なものであり、完全に手待ちがないというものでもない。

組合：15分遅れて10分の変更になったことは、作業時間が5分短縮になっている。作業密度が高くなり、安全上問題がある。

会社：そのような事をやっている社員はいない。

組合：社員は無理をして作業をしているのである。

会社：それはない。140分の作業時間は取っているが、掛からないこともある。

組合：何も問題ない電車であれば、すんなり終わることもあるが。

会社：言いたいことは分かる。

組合：140分の作業時間は、余裕のある作業をする為に守るべきである。

組合：特殊な作業が発生するなら勤務時間の変更も致し方ないが、点呼で遅れるのは人為的な遅れであり問題である。見直すべきである。

会社：必要な仕事として業務として認めているので、問題ない。

### **4－(6) について**

組合：通勤手段経路の問題は、支社権限外事項であるとの回答であるが、例えば三宮方面からの社員など、本社は関西における特殊な状態を分かっているのではないのか。

会社：全然分かっている。名古屋地区など特例の地区もあるがそれぞれ地区によってある。

組合：理解はしているが、変えないということか。

会社：そうである。

組合：例えば、異常時におけるタクシー代は、現場長の判断で出来るのか。

会社：今は、分からない。必要とあれば現場長が異経路の判断をすると思うが、精算の部分は分からない。

## Ⅱ. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

### 1－(1) について

組合：修繕車両所の現場の時計が狂っているとの事だが、管理者がしっかり対応しないからこのような申し入れがある。

会社：コミュニケーションが大事である。

組合：臨修庫にシャワー設備の設置の申し入れに対し、入浴が必要な場合は個別に申し出ることとの回答であるが、庁舎の風呂で入浴が出来るのか。

会社：そうである。

組合：臨修庫に浴室があるのではないか。

会社：ない。

組合：以前はあった。

会社：設備としてはあるかもしれないが。

組合：浴室もワーキングルームも設備があるのに何故使わないのか。

会社：実態は把握してないが、事務所棟で対応できる。

### 1－(3) について

組合：自転車は数が足りているとの回答であるが、仕業の自転車を借りてやっているので申告はないかもしれないが、実際は足りてない。

会社：場合によっては、自転車が溜まっていれば使うこともあるかもしれないが、仕業の自転車を修繕が使っていいとは言っていない。

組合：言っていないかもしれないが、パンク修理をするのは全部修繕でしている。

会社：使用に制限は設けてない。増やせば、自転車ばかりになる。

組合：仕業検査が食事の時に使うから、修繕が使いたい時にないことがあるので、修繕専用の自転車が欲しいのである。

会社：時間帯によってあるかもしれない。昨年同様問題はないと考える。

### 1－(5) について

組合：安全靴の下駄箱であるが、現在個人のロッカーの中に入れてある。作業で油污れた靴を自分のロッカーに入れるのは衛生上問題である。ヘルメット置き場の下に設置することは出来ないか。

会社：言っていることは分かるが、必要性は感じない。

以上

## Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

### 1. 安全・労働条件について

(1) 勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1・2、B班の1・2のように区別して明らかにすること。

【回答】問題はないと考えており、現行通りとする。

(2) 仕業検査時の J R と S E K の作業区分を明確にすること。

【回答】作業区分は明確になっている。

(3) S E K との契約内容を明らかにすること。

【回答】明らかにする考えはない。

(4) S E K 担当の修繕業務は、終了まで S E K が責任を持って完了させること。

【回答】作業は適正に行われている。尚、作業量を把握し検修当直等が対応方を検討することはある。

(5) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明確にすること。

【回答】作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適宜適切に判断している。

## 2. 仕業庫等について

(1) 仕業線のサービスデッキ下のパイプの漏水について、早急に改善すること。

【回答】漏水についてはその都度対処している。また、申告の都度車両所の管理者より関係箇所へ申告を行っており、今後も漏水があれば速やかに対処する。

(2) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備および害虫駆除を定期的実施すること。

【回答】平成 2 5 年 4 月から、月一回、社員と関係会社が一体となり排水口清掃を行っている。

(3) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について早急に改善すること。

【回答】平成 2 6 年から平成 2 7 年度に床面の埋設された配水管の工事を実施した。その他、設備不良があれば、関係箇所へ修繕依頼を行うなど、速やかに対処しており、今後も不良発生の際は管理者に申告されたい。

(4) 仕業・申告現場作業詰所で雨漏り対策を実施すること。

【回答】雨漏りは発生の都度修繕は実施している。今後も、不具合等の発生または発見した場合は直ちに管理者に連絡されたい。調査のうえ保守担当箇所へ修繕依頼を行うなど適切に対処する。

(5) 庫 7 番線のピットが低いとため、検修車の乗り降りが困難であり危険である。ピット床面を掘って高くするか、検修車を改修するか、仕業検査対象編成を入庫させないようにすること。

【回答】現行通りとする。尚、検修車には周囲をよく確認して乗車されたい。

(6) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態である。現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなので写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰りデジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用できるようにすること。

【回答】業務用携帯電話は、各種作業に於いて作業員間の連絡、報告の為に配備しているが、不具合事象を把握する為には、現物で確認することが正確且つ最も効率的であると考えており、現状で対処されたい。

(7) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送られてきている。よって添付されている写真等は大変わかりにくい。また、現場詰所でパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るがわかりにくく、保存ができないため、結局 S D ガードに取り込んで持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなく L A N ケーブル等でむすんで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにすること。

【回答】現状で対処されたい。

(8) 数年前からV C Bスイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よってV C Bスイッチの色を変更、ブザーや予備等切替スイッチ等で使用しているような「カマシ (ストッパー)」をV C Bスイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策を取ること。

【回答】現状で対処されたい。尚、スイッチ扱いは意識を持って、扱うスイッチを確認されたい。

【若干の議論】

### Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

## 会社は、公平性を保つために勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1・2、B班の1・2のように区別して明らかにすべきである！！

#### 1－(1) について

組合：勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1・2、B班の1・2のように区別して明らかにすることに対し、会社は、「問題はないと考えており、現行通りとする」との回答であるが、何か明らかにすると不都合なことでもあるのか。

会社：休憩時間が違うことであり、仕業としては分ける必要がない考えである。

組合：別に都合が悪いところはないはずである。

会社：これが不都合であると言っていないが、必要がないということである。

組合：A班とB班の作業本数が同じならいいが、一日23本の時はA班ばかりが多くなる。同じなら問題ないが、差が生じるので事前に把握したいのである。公平性を見るには勤務発表で明らかにしないと分からない。

会社：不公平なことはない。

組合：A班の1・2、B班の1・2を決めないのも管理者が上手いこと使いたいからではないのか。

会社：そういうことはない。

組合：勤務指定表が途中で変更になったら、貼り直しをして明らかにすべきである。

会社：変更になったら相互に認識しているので、問題ない。

#### 1－(2) について

組合：仕業検査時のJ RとS E Kの作業区分が明確になっているとの回答であるが、見せて貰えるのか。

会社：10月の教育の時に説明をしている。

組合：10月からの作業が変更になったが、荷物下ろしや客室関係も含まれている。違法に当たらないのか。客室関係はS E Kの責任施工であるのに当直から直接申告に作業が降りてきている。

会社：これまでも議論しているが、仕業検査の時のS E Kと本体の作業区分は明確になっている。庫の操配上、申告がやるべきと判断すればやることはある。

組合：S E Kの責任施工なら責任を持ってやるべきであると考えている。

会社：実運用する中で、申告班が作業を引き継ぐこともある。

組合：仕業はS E Kの補助をする為にいるのではない。

会社：そうであるが、庫を操配する中でやって貰う必要がある。

組合：それなら、SEKにやらさず本体に戻すべきである。他の会社にやらせているから問題なだけである。SEKにやらすとなった時に大見得を切ったのは会社である。その仕事を持ってくると言うのがおかしい。庫の操配をするなら、要員が足りないのであり、波動班を作るべきである。

会社：例えば、発生頻度もある。

組合：10月から90件くらい仕業に廻ってきている。

会社：意見としては聞くが、今の体制で問題ないと考える。

組合：実際は問題があり、90件の現実がある。事象が発生した時に分からない部分もありちぐはぐな部分もある。具体的には、搭載品の修繕はSEKであるがパイプ椅子の交換の時に申告に依頼があった。しかし、車内ならSEKの筈であるが搭載品の交換はJRがやるとSEKは言っている。それを本体が知らないし聞いてもいない。そのようなことが多々あるので、契約を明確にすべきである。

会社：一日に一件発生している事に対し、SEKの契約を改めるべきか否かは会社が是非について今後検討していく課題である。

### 1－(3) について

組合：仕業庫の床下点検通路の排水不良について、排水管の工事をしたとのことだが確かに良くなっては来ているが、庫2番線のところは現状改善されないままである。

会社：工事を行い、効果が出ているか調べている。

組合：汚物タンクからの悪臭がしているので、衛生上問題である。

会社：社員が定期清掃をやっている。申告を頂いたところを重点的にやっていく。

組合：月一回とは全部やっているということか。

会社：全部とはならない。

組合：サービックのゴミが下に落ちることが問題ではないのか。

会社：デッキも老朽化しているので、清掃を続けるしかない。

### 1－(5) について

組合：庫7番線のコンセントの位置を線路内ではなく外側に替えるように要望している。低いところをやらざるを得ない。現場管理者も上には言っているが変わらない。

会社：ピットの位置が低いではなく、コンセントの位置で改善出来るのか。

組合：最低限コンセントを差し込むのが改善されたら、潜ると言う一つの作業が改善される。抜本的改善が出来ないなら、コンセントの位置を替えて欲しいのが現場の意見である。

会社：意見は頂いておく。

組合：行く々は、全部の庫が検修車が入るように工事するのか。

会社：庫0から庫3は来年度やる予定である。

組合：庫6番の完成はいつか。

会社：今月中である。

### 1－(6) について

組合：携帯電話のカメラは、「現物で確認することが正確且つ最も効率的である」との回答であるが、言葉のニュアンスで中々伝わらない。より現物の写真を撮って送れば

一目瞭然であるし、効率がいいのに何故出来ないのか。

会社：特段の異常があれば管理者も見に行く。

組合：担当者から班長に事象を報告するが、班長は当直に報告しなければいけないから何度も聞かれるなど効率が悪い。

会社：事象が発生した時に携帯の写真でOKを出すのは問題である。

組合：写真でOKを出せではなく、説明するより分かりやすいのではないか。実際大事なものは今でもデジタルカメラで、撮影している。報告書を作成してもPCで送れないので、FAXで送っても見にくい。結局デジタルカメラのデータを持って行っているのである。今の現状は、大変非効率である。作業場やりやすいようにするだけのことである。

会社：分かったが、会社の回答としては、要は異常時、報告を受ければ現物をきっちりと見て判断するのであって、特段必要性を感じない。

組合：組合側が言っていることは、そうでない。会社の回答は当たり前であり、その後の書類的の事を言っている。

会社：意見としては聞いておく。

#### 1 - (8) について

組合：「VCBスイッチの誤扱いが多発している」対策の一つとして、ブザーSTOPパーのカマシ的なものを付けばいいのではないか。

会社：言っている意味は分かるが、カマシは常時ONのスイッチにある。その対策の為に付けているので、VCBに付ける考えはない。

組合：誤扱いが実際起きているのだから、カマシを付けば済むことである。

会社：意識を持ってスイッチを扱えば済むことである。

組合：車掌の回送列車担当時、ドア扱い防止の為に対策を取っている人がいるが、現場の方も指導している。それと同じ事である。

以上

### IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

#### 1. 安全・労働条件について

(1) 現行、調査などの業務を行っている「解析班」の一部（4名程度）を「第2特修班」として要員化すること。

【回答】そのような考えはない。

(2) 長年使用していて汚損が著しい作業カバンを新しいものに更新すること。

【回答】申告があれば適宜必要性を判断して取り替えを行う。

(3) 現場記録室の古いタイプの布張りのイスを全て新しいタイプのビニール張りのイスに取り替えること。

【回答】必要性を鑑みて取り替えを実施していく。

(4) 各種「会社施策」の説明を「プロジェクト」担当の社員にさせているが、「施設管理権」や「作業ダイヤ」に関する事柄については管理者が責任を持って説明を行うこと。

【回答】説明を行う際には管理者が立ち会っており、問題はない。

(5) 現在、現場詰め所の改装を行っているが、改装の日程を見直して早めに終了する工程にすること。

【回答】計画を変更する考えはない。

(6) 庁舎3Fと4Fの間の階段の手摺りを双方向に設置すること。「手摺りを持つのがルール」だとしながら一向に改善されていない。また全ての手摺りを「抗菌仕様」とすること。

【回答】現状で対処されたい。尚、転倒防止の観点から手摺りを持って昇降されたい。

(7) 朝の点呼で伝達する「当日の作業の指示券」等の内容について、各グループごとに担当者が集まって行う「作業前打ち合わせ」の時間を設けること。

【回答】そのような考えはない。

(8) 現在B通路に2両ごとに設置している扇風機を1両ごとに設置すること。

【回答】そのような考えはない。

(9) 「ライニング」など車両検修に必要な物品の「在庫不足」が常態化している。これは会社の言う『安全最優先』に反する状態である。適正な在庫を確保するようすること。

【回答】在庫については、過去の実績から適正量を確保している。

(10) 庁舎2Fにある「組合掲示板」を3Fの食堂前通路に移設すること。

【回答】現行通りとする。

(11) 交番検査前に発生している故障等に関して、読み出し・調査等は交番検査の時間内(140分)に行わず、修繕車両所等の対応とすること。

【回答】今後も必要な調査、修繕等を大交両で実施する。現在も調査状況等により大修両で対応している。

(12) 2007年から9年以上に渡ってデータ取りということで社員の協力で行っている連換寸法調整については、65mm定位の固定とすること。

【回答】現行通りとする。

(13) 消耗品やウエス等は、工具ロッカー同様各号車ごとの管理とし新たな置き場を設置すること。

【回答】現状で対処されたい。

#### 【若干の議論】

#### IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

##### 1- (1) について

組合：「解析班」は常時車両状態を監視して、データーを解析しているが常時やるのであれば本来要員の出面を配置すべきであると考えます。

会社：会社が測定解析班として活用している。

組合：常にある仕事なら、しっかり要員化すべきである。

組合：A交、P交、E交とあるがP交で遅れが出たらE交は違う社員が運転台に常に入るように用意しているのではないかと。

会社：遅れるためではない。

組合：運転台の係が遅れて休憩時間が取れないから、A交、P交の係員を持って行っている。それが常態化しているのである。要員として増やすべきである。

会社：遅れることを持ってやっている考えと違う。運転台はやれる人が少なくなってきたので勉強の為に機会を与えている。

##### 1- (3) について



組合：未だに汚いイスも残っているが、必要性を鑑みて替えていくとの回答であるが必要性とは、どんな必要性か。

会社：布は座れる分汚れる。

組合：布は汚れたら拭いても取れないが、ビニールは拭いたら取れる。

#### 1－(4) について

組合：「会社施策」の説明を「プロジェクト」担当の社員にさせているが、変更があれば現場の管理者が責任を持って説明するのが本来である。

会社：色んな考え方に触れて、色んな調整をしながらやっている。

組合：主任が助役の補助をしているが、このケースは就業規則上逸脱する行為ではないか。

#### 1－(6) について

組合：手摺りは、転倒防止なら反対側にも付けていないとおかしいのではないか。

会社：あった方がいいと思う。

組合：転倒防止になってない。

会社：下りの人がくれば、優先している。手摺りが片方ないから使わないとならない。

組合：スペースがあれば簡単に付けられるのではないか。

会社：設備投資であり予算の関係もある。

組合：怪我したら付けることになる前に付けるべきではないか。

会社：社員が転倒して欲しくないので、手摺りを使うよう指導している。

組合：労災防止のためにするなら、誰が触った分からない手摺りは触りたくない。抗菌仕様にするのは難しい事でもないはずである。。

会社：交検庫の事務所に入るところは抗菌仕様になっている。

組合：手摺りを付けるスペースがあるなら付けること。

#### 1－(7) について

組合：新しい体制になってから打ち合わせ時間がなくなった。

会社：朝の点呼の時に班長が話をするが、ユニットであれば黒板に書いてやっている。それで十分であり、必要な作業打ち合わせはやっている。

組合：現場では打ち合わせ時間がないと言っている。A交、P交、E交と3本になってなくなったのではないのか。

会社：時間というイメージではそうかもしれないが、必要な打ち合わせはやれる。

組合：打ち合わせに時間が取られたら、作業時間がなくなる。

会社：言っている意味は分かる。

#### 1－(11) について

組合：交番検査前に発生している故障等に関して、作業時間がないところでデーターの読み出しを大半は、大交両でやらしている。

会社：特修の話であり、調査が必要とあればやっている。

組合：故障データーは前の日に修繕でやってもいいのではないか。

会社：故障の内容によるが、交検特修班で手に負えないのであれば修繕でやる。

組合：交検の140分の作業時間に故障読み出しの時間は設けているのか。

会社：特修という別部隊であるので、140分とは関係ない。

組合：読み出しをする時間の間、待っているのではないか。

会社：その実態はない。

組合：判断するのは班長か。

会社：全体を総括するのは班長である。

## **連換寸法調整！！10年間ずっとデーター取りに協力している現場社員へ結果を説明すべきである！！**

組合：連換寸法調整について、10年前から言っているが未だにデーター取りをするのか。

会社：今の時点で結果を言えるものはない。

組合：10年間ずっとデーター取りをして、結果が出ないのは何故か。

会社：期間の話をするとうそかもしれない。

組合：業研で取ったデーターをいっさい明らかにせず、ただ単にお願いだけして報告がないからやっている社員からは何のためにやっているのかとなる。ちゃんと結果を報告すべきである。

会社：社員自ら聞けばいいことである。

組合：社員が聞いたら教えてくれるのか。

会社：結果として出てないので、答えの内容はあまり変わらないかもしれないが答えてくれると思う。

組合：データー取りはいつまでやる計画なのか。

会社：車内圧を調整するために寸法調整をしているので、耳つんなどに直欠するのでいつまでとはならない。調整出来なければデーター取りは続いていく。

組合：10年間という長いスパンでやっても終わらないので、社員からしたら「いつまでやらすのか」といった声上がるのは必然である。

会社：乗られるお客様のためにどうするか考えている。気温など季節毎に調整している。

組合：季節毎に調整しているというが、交番検査に入ってくるのに一ヶ月、実際に調整をやっている期間から次ぎ入ってくるのに一ヶ月くらいしかない。

会社：それはあるかもしれないが、丁度調整できる。

以 上

### **V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について**

#### **1. 基本要件について**

(1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

**【回答】現行通りとする。**

(2) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、作業を急いで切り上げる必要があり、台検工程表からも無理な状況なのでやめること。行程白紙日で実施すること。

**【回答】今後も作業状況を見て適切に教育をしていく。尚、作業等の事情で受講できなかった社員については後日同内容の教育を実施している。**

(3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。

**【回答】現状で対処されたい。**

(4) 各作業場をブース化して冷暖房完備し、職場環境を充実すること。

**【回答】作業場については現行通りとする。尚、冷暖房は適宜必要箇所に配備している。**

(5) 台検車内の雨漏り対策を早急に実施すること。

【回答】雨漏れは漏れ箇所に雨受けを設置するなど、発生の都度修繕を実施している。  
今後も、不具合等、発生または発見した場合直ちに管理者に連絡されたい。

(6) 車両係をB担務に指定する根拠を総合的判断とせず、本人の同意を前提に担務に指定すること。また技術継承の観点から社員の転勤は最低でも5年間は転勤させないこと。

【回答】必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

以上

【若干の議論】

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

## 台検職場だけ何故始業点呼箇所が外なのか！？現場社員の声を聞いて改善すべきである！！

1- (1) について

組合：以前から言っているが、始業点呼箇所が寒いところで立ち放しである。朝の確認事項、環境のいいところでやれないのは何故か。庁舎内でやらない理由は何か。

会社：今の点呼場が必要があるからである。

組合：何故、台検だけが違うのか。必要性で言えば時間の関係だけである。

会社：事務所棟の中でやりたいということか。

組合：現場でやる必要はない。

会社：今のやり方に問題はないと思っている。

組合：冬場の寒い時に外でやられたら堪らない。現場社員の声である。

会社：作業場が直ぐそこにある。

組合：社員管理の観点からせざるを得ないのか。

会社：意見があることは、分かるが今のところ問題ない。

1- (2) について

組合：作業等の事情で受講できなかった社員については後日同内容の教育を実施しているとの回答であるが、絶対その日に受けるのではないことでもいいか。

会社：16時40分くらいから手待ちの時間に教育をやることが多いが、作業があれば後日になる。

組合：現実には仕事を急いでやっている。社員は間に合わせるのが、自分の技術力と違ってやっている。

会社：実態として、手待ちがあると判断してやっている。

組合：台車組み立て班の作業が、切羽詰まっている。

会社：安全が最優先であることは変わらない。

## パート移動であるが輪軸・台車を技術継承のために漫然なく廻すことが大事である！！

組合：パート移動であるが輪軸・台車を技術継承のために漫然なく廻すことが大事である。固定観が非常に多いのではないか。

会社：台車グループで長くなりがちなのは把握している。勿論、技術継承のために輪軸にも廻したい考えは持っているが、習得に時間が掛かったりする。異論はないが引き続き考えていきたい。

組合：一つのところで技術係に合格してなくても「ゴールデンハンマー」でやらせていたら出来るかもしれないが、台車周りの色々な経験を踏まえて初めて技術係の能力が高まっていくのではないか。一つのところだけというのはよろしくない。

会社：正に経験が必要なところばかりではない。会社としても考えていく。グループ間の活性化にもある。

#### 1－（４）について

組合：浜松工場の冷暖房設備は整っているのか。

会社：分からない。

組合：大阪車両所は設備が老朽化している。

会社：台検職場は新しい方である。

組合：今でもスポットクーラーのないところもあるので、出来るところは設置すること。

組合：雨漏れであるが、輪軸の上にビニールシートを被せているのではないか。

会社：雨漏れをゼロにしたいが、出来ない。漏れたのを雨漏れ受けで対処している。

組合：庫の屋根の点検を根本的にやる計画はないのか。

会社：明確に言えるものはない。

組合：交検は屋根に塗装を塗って温度を上げない対策をしている。塗装作業の計画もないのか。

会社：計画はない。

組合：交検で結果が出ているのでやるべきである。

会社：何か申し上げることはない。

組合：浜松工場のように設備投資をすること。

#### 1－（６）について

組合：担務指定の必要な教育とは、何か。

会社：確認者としての心構えではないが、技術力が担務に必要な教育である。

組合：作業技術係の試験に合格してやらずのが分かるが、担務指定の必要な教育を行ってやらず基準はないのか。

会社：基準はない。

組合：担務指定に曖昧さがある。

以 上

## 2. 防暑・防寒対策について

(1) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化を図ること。

【回答】現行通りとする。

(2) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。

【回答】塗装だけが対策でなく台車検修設備更新の際、必要な冷暖房設備を含めて更新している。

(3) 台検庫内のトイレの冷暖房設備を設置すること。

【回答】現行通りとする。

(4) 各作業場をブース化して冷暖房完備し、職場環境を充実すること。

【回答】作業場については現行通りとする。尚、冷暖房は適宜必要箇所に配備している。

## 【若干の議論】

### 2－（1）について

組合：工場全体のブース化は出来ないのか。

会社：言っていることは分かるが、ブース化出来なくても安全は損なわれない。

組合：現場で働いている社員は、安全を損なう環境の悪いところで一生懸命働いている。

会社：金を掛ければやれるが。

組合：是非、やること。現場の社員が頑張っている。

会社：冷暖房設備一面だけ見れば、その見方もあるかもしれないが。

組合：浜松工場が出来ているのだから、同じように金を掛けてやるべきである。

組合：夏場のトイレは暑いと思うが。

会社：職場環境の改善することには否定はしない。

組合：毎年、申し入れして一つでも改善されたものがあればいいが、何もない。

会社：やるかやらないかは、冷暖房だけではなく他がないかとか他の職場はどうかなど色々ある。優先順位があり、その中で考えてやっていく。

組合：台検職場で、来年度同じ申し入れが出ないように努力すること。

以上

### 3. 安全・労働条件について

(1) 昼のKYT活動をやめること。

【回答】労災防止、ヒューマンエラー防止の為の取り組みであり、現行通りとする。

(2) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。

【回答】必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており、明らかにするつもりはない。

(3) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。

【回答】現行通りとする。

(4) 始業点呼時間は、総点呼も含め5分以内とすること。

【回答】現行通りとする。点呼などによって5分以上となる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

(5) 各パートに棒芯制度の復活を図ること。

【回答】現行通りとする。

(6) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【回答】資格取得については、必要数、及び個人の能力、適正等を総合的に判断し指定している。

(7) 石油ストーブ撤去に伴い、暖房能力が低下したので、暖房機を増設されたい。

【回答】石油ストーブの撤去に伴い、電気ストーブを導入している。

(8) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【回答】現行通りとする。

(9) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【回答】現行通りとする。

## 【若干の議論】

### 3－（1）について

組合：昼間のKYTは、労災防止やヒューマンエラー防止の取り組みであるとのことだが、

殆どの社員が休憩時間には詰め所が鎖錠されて入れないが、休憩時間は庁舎で休憩して当然休憩時間に現場に移動している。休憩時間を割いている。KYTは庁舎で行ってもいいのではないか。

会社：作業場でやらないといけないので、昼間始まる前に必要であり場所も指定している。

組合：指定場所は、庁舎の詰め所では駄目なのか。

会社：KYTの場所に関係なくしっかりやることである。

組合：休憩時間があつて労働時間がある。KYTの5分を年間で削れば大変な時間になる。

組合：支社の中でも一回でやらすところと二回やらすところがある。統一制がないのはおかしい。

会社：台検については、その考えでやっている。労災防止である。

組合：労働時間は労働者にとって大切である。

### 3－(2) について

組合：J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにするつもりはないとの回答であるが、何故明らかに出来ないのか。

会社：一つ一つ細かいところを説明しても意味がない。

組合：会社として基準項目が多いと言うことか。

会社：適正を見てやれると判断すれば、指定する。

組合：現場社員の意見を聞くと入社間もない社員が一番重要な台車関係の仕事をやっている現実は良くないとの意見がある。

会社：意見がことは分かる。経験とか色々な必要なところに就いているかとはなっていないが、考えて指定している。

組合：現在、事故が発生してないからいいが、積み重ねる経験があつて安全が保たれるし、配慮すべきである。

会社：意見の主旨は理解している。

組合：必要な技術があると判断するなら、早く技術係にするべきである。

### 3－(4) について

組合：総点呼の時間が5分以上になっても問題はないとの回答であるが、一生懸命働いているから何もないようになっていただけであるし、回数も多いとの声である。改善すること。

会社：月初、月末必要なことであると考えている。後は対応時分の中で修まっている。作業時分を考えてやっている。

組合：現場サイドは汲々で行っているのが事実である。会社は汲々で行っている認識はないのか。改善すること。

会社：毎日手待ち時間のないというのは保々ない。問題ない。

組合：輪軸職場は棒芯制度を取っている事はいいことである。水平展開して他の部分にも必要である。是非棒芯制度を図ること。

会社：距離で話すつもりはないが、距離で班長は付けている。

### 3－(6) について

組合：資格取得の総合的な判断は、箇所長が判断するのか。

会社：そうである。必要な資格は全社員に取らすが、クレーンなど専門資格は従事する社

員に取らせている。

組合：電気やガスは、誰かが持っていたら持ってなくても従事できるのか。

会社：そういう作業もあるし、絶対持ってないと駄目な作業もある。遵守している。

組合：もし、怪我があった時が心配である。

### 3- (7) について

組合：石油ストーブと電気ストーブの暖まり方は格段に下がったので、要求がある。石油ストーブが使えるところは使えるようにすること。

会社：現場で対応して、電気ストーブで賄っているが、必要なら現場で言って頂きたい。

組合：でも若い社員は言えない現実がある。管理者が包容力を持って接すればいいが現実はそうになってない。

会社：言えない雰囲気ではないと思っている。コミュニケーションを取って頂きたい。

### 3- (8) について

組合：軸パレット移動用ローラーを自動搬送とする予定はないか。

会社：今のところ予定はない。

以 上

## VI. 名古屋車両所に関する改善要求について

### 1. 防暑・防寒対策について

(1) 毎年、夏期になると職場では問題となるが、今年も7月、8月猛暑の日々が連日続いている。検修庫の温度が庫出入り口付近では36℃であったとしても、庫中央付近になると45℃、湿度85%（今夏の最高）と上昇している。庫内サービスデスクに、ミスト式扇風機、コンパクトクーラーを設置すること。

【回答】現状で対処されたい。

(2) 現場に無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）機が用意されているという現業職場もある。名両所へも無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）を出勤の際一本支給すること。また社員数に関係なく、関連会社や乗務員も使用できる飲料機を詰所や庫内に設置すること。

【回答】現状で対処されたい。

(3) 庫内の温度を下げる為の冷房設備を設置すること。冷房設備でなくても庫内の温度・湿度を下げる対策を取ること。

【回答】現状で対処されたい。

(4) 冬期、現場の詰所は底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」・「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないためストーブや温風ヒーターも併用している。冷・暖房設備及び床面の暖房の強化を図ること。

【回答】現在の暖房能力に問題はない。

### 2. 安全・労働条件について

(1) 現在、名古屋車両所庁舎の（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）案内図を作成し、庁舎の入り口付近に掲載し社員全員や来客等に明確にすること。

【回答】現状で対処されたい。

(2) 2015年7月1日から走行管理の体制変更に伴い、数名増になり更衣室（ロッカー一室）が許容範囲が狭くなり非常口が一方向でないと利用できない、安全面から改善すること。

【回答】現状で対処されたい。

(3) 庁舎内の水道水は、特に夏期は大変にカビ臭く濁って飲料水や手洗いに適さないため、水質の改善を図ること。

【回答】水質については、決められた検査を実施しており、問題はないと考える。

(4) 耐震工事終了に伴い出退点呼が庁舎の2Fに点呼場及び体操場が変更になったが、体操する時にはあまりにも狭く。手が天井に当たりそうになり、人と人がぶつかり合う場合もある。広い場所に変更し、労働時間内で行うようにすること。

【回答】現行通りとする。また、体操時には周囲に気を配り、怪我の無いようにされたい。体操については労働時間で行う考えはない。

(5) 検修庫の老朽化（35年以上経過）に伴い2・3番線の天井から、経年劣化のため真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属（特に、庫の天井排気ファン付近）が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化によりパン点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。毎年、管理者に報告し管理者も確認しているが、改修工事がされない理由を明らかにすること。

【回答】設備不良があれば、調査のうえ保守所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処している。

(6) JR西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、JR西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながり問題である。会社の見解を示すこと。

【回答】従来からJR西日本に品質向上に関して申し入れを行っている。

(7) JR西日本所属の車両の故障が発生しJR西日本所属の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。何のための入庫か、安全やサービスの低下につながり問題である。会社の見解を示すこと。

【回答】従来からJR西日本に品質向上に関して申し入れを行っている。

【若干の議論】

## 名古屋車両所の具体的要求に対して、会社は真剣に取り組むべきである！！

1－(1) について

組合：名古屋車両所の現場の社員は温度計を調べて具体的な要求を上げている。夏場の45度の中で働いている。CMCが使っているミスト式扇風機を何故つけることは出来ないのか。

会社：ミスト式扇風機は置かなくてもスポットクーラーを置いている。

組合：交検での防暑塗装の効果が出ている。仕業庫、台検庫、日比津の屋根に防暑塗装などの対策も取ること。

会社：交検庫だけが涼しい訳ではない。簡単な問題ではない。

組合：CMCやサービックなど関連会社がミスト式扇風機など熱中症対策を取っている。社員の誰かが倒れた後に対策を取るのではなく、倒れる前に万全な対策を取ること。

1－(4) について

組合：冷・暖房設備及び床面の暖房の強化を図ることの申し入れに対し、現在の暖房能力



に問題はないとの回答であるが。

会社：その情報は古い。昨年も出ていたが、直して改善されている。

組合：来年度はこの申し入れはなくなると言うことでいいか。

会社：そうである。

## 2－(2) について

組合：更衣室（ロッカー室）が許容範囲が狭くなり非常口が一方向でないと利用できないとのことであるが。

会社：改善されている。

組合：7月1日以降、走行管理班が来て以降はどうなのか。

会社：それ以降、扉の前に置いていた風呂道具を5Sで撤去し改善している。

## 2－(4) について

組合：庁舎内での体操であるが、場所的に体操が出来るスペースは取れていないのはいか。

会社：大体が点呼場の中でやっている。

組合：別な広い場所はないのか。

会社：外でやってもいいが、場所については現場で判断してやっている。芋洗い状態ではない。

組合：検修庫の断熱材であるが、現場社員が目視で確認できるような割れがあるとの申告が上がっている。

会社：申し入れに書かれているようなひどさはない。埃みたいに断熱材が落ちていることはあるが、ボロボロ落ちてくるほどではない。

組合：断熱材が割れているのは確認しているか。

会社：割れているのは気付いていない。修繕依頼があれば修繕している。

以 上

## VII. 各出向会社の職場改善要求

### 1. SEK（新幹線エンジニアリング（株））に関する改善要求

(1) 社員詰め所に就業規則を社員がすぐ見れるところに設置すること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、社員が閲覧できるように開示していると聞いている。

(2) パートによって増作業が発生している。その場合は超勤作業とすること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切に対処していると聞いている。

(3) JR社員の各パート配置は社員の意志を十分反映すること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、パートについては社員の能力、経験、適正等を総合的に判断したうえで、適切に配置していると聞いている。

(4) 保護具（安全靴、手袋、マスク等々）の充実を図ること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業するうえで必要となる保護具は貸与していると聞いている。

(5) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な枚数は貸与していると聞いている。

- (6) 汚れた作業着をサービック会社に洗濯依頼できるよう契約すること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、各職場には洗濯機、乾燥機を配置し、対応していると聞いている。
- (7) パートによって十分な要員配置を行っていないため、年休抑制が行われることがある。適正な要員配置を明らかにし改善を図ること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切に要員は配置していると聞いている。
- (8) J Rの増作業に伴う増作業は、全て超過勤務扱いとすること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切に対処していると聞いている。
- (9) 軸箱洗浄機の度重なる故障に対し、抜本的対策を行うこと。  
【回答】故障があればその都度対応している。また、申告の都度、車両所管理者が関係箇所に修繕手配を行っており今後も故障があれば速やかに対処していく。
- (10) WN洗浄機の洗浄不足及び度重なる故障に対し、抜本的対策を行うこと。  
【回答】洗浄不足に対しては、薬液や水圧の変更により対策を実施している。また、故障があれば速やかに対処していく。
- (11) 防毒マスク等、消耗品の貸与規制をやめること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、作業に必要な数は貸与していると聞いている。
- (12) J Rが行う調査等を、S E K社員に行わせないようにすること。  
【回答】契約にない作業を依頼している実態はなく、問題はない。現行通りとする。
- (13) 熱中症対策として、スポーツドリンクを配布すること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。
- (14) 作業場をブース化し、冷暖房対策の充実を図ること。  
【回答】現状で対処されたい。
- (15) 汚損手当てを新設すること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。
- (16) バイクの駐輪場を事務所棟側の敷地内に設置すること。  
【回答】現行通りとする。
- (17) 自動車駐車場の路面の凸凹が、激しく雨水がたまり 歩けない状態となっている  
早急に補修すること。  
【回答】急を要すると判断した場合は必要な修繕等を実施している。また不具合等、発生または発見した場合は直ちにS E K管理者に連絡されたい。
- (18) 2階詰所に洗濯機を増設すること。  
【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な箇所に配置していると聞いている。

以上

#### 【若干の議論】

組合：回答では「聞いている」とのことだが、昨年の回答では「認識している」との違いは何か。

会社：聞いているし認識しているということである。

組合：何故、認識していると回答しないのか。

会社：今回改めて、私自身が聞いて回答している。ニュアンスは同じである。

組合：聞いている回答は、第三者的に聞こえたが「他会社のことであり」と枕詞で現れているように会社がしっかり出向先のことを責任を持って労働条件を果たして頂きたい。

#### 1－(2) について

組合：パートによって増作業に対する超勤は、適切に対処しているということでもいいのか。

会社：そうである。

組合：サービス労働はないのか。

会社：ないと認識している。

#### 1－(6) について

組合：汚れた作業着をサービック会社に J R は洗濯を依頼しているが、S E K も契約すれば洗濯が出来るのではないか。元々、台検は汚れが酷いから洗濯の契約をしたと思うが、現在 S E K の社員は、家庭用の洗濯機で洗っているので汚れが落ちない。

会社：意見があるのは伝えるが、金が掛かる話しを S E K の方には言えない。

組合：一つの手段として、組合側が S E K に申し入れをするしか解決出来ないことになる。

会社：お伝えすることは可能であるが、強制力を働かせることは出来ない。

組合：設備が J R のものであれば、J R 本体になると思うが。

会社：施設は本体である。

組合：洗濯機と乾燥機は S E K が準備しているのか。

会社：そうである。

#### 1－(10) について

組合：軸箱洗浄機と W N 洗浄機の洗浄の度重なる故障に対し、目視検査では発見しにくいから、このような申し入れが出てくる。

会社：きっちり汚れを落とすように努力しているが、確かにノズルが詰まったりする。

組合：洗浄装置が時々壊れるが S E K が来て直すのが、直ぐにまた壊れる。だから、根本的に対策をすること。

会社：壊れてないとは言わないが、把握はしている。色々勉強はしている。

組合：故障して機械が止まっている間、J R に合わせて作業を仕上げないといけない。安全上問題である。

#### 1－(12) について

組合：ディスクボルトの折損があった時期に調査をしていたが、外注でやらずのではなく直営でやるべきである。

会社：S E K の調査を J R でやるべきであると言うことか。

組合：そうである。

会社：会社が判断し、契約をきっちりしている。

#### 1－(15) について

組合：汚損手当は、他会社のこととの回答であるが J R 出向社員が出向先で手当が貰えるものは分かるか。

会社：出向手当はあるが、他の手当は分からない。

組合：手当はあるのか。

会社：あるが何の手当があるかは分からない。

組合：例えば、雪落とし作業手当があるが出向社員にはつくのか。

会社：分からない。JRは就業規則以外のものは出向社員にはつかない。

## 1 - (17) について

組合：SEKの駐車場は大雨が降ったら、水が溜まりの歩けない状態となっているので改善すること。

組合：一段下がった所にあり、排水も悪いと聞いている。

会社：回答の通り、今舗装をすとかはないが認識はしている。駐車場の場所を止めるのも一つだが考えていきたい。

組合：駐車場の管理はどこなのか。

会社：施設管理権は、仕業検査車両所になる。

組合：バイクの駐輪場は現行通りとの回答であるが、スペース的に言えばあるが駄目なのか。

会社：直営のルールがあり、申し入れに対し回答できるものはない。

以上

## 2. (株) 関西新幹線サービックに関する改善要求

(1) 本人の意志を無視した休日出勤をやめること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、就業規則に基づき適切に指定していると聞いている。

(2) 時短に伴う要員増を図ること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切に要員を配置していると聞いている。

(3) 勤務時間終了間近の超勤は、管理者による本人への確認のうえ行うこと。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、適切な形で実施していると聞いている。

(4) 猛暑手当を新設すること。(庫線の温度が、毎日40度を超している。繁忙期には、連続作業が続き、体力の消耗も激しい。夜勤勤務も同様である)

【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(5) 労災防止、作業性の向上のためハコ作業は、車両加圧状態で行なうこと。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(6) 作業着は、JR社員と同様洗濯場にて洗濯できるようにすること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、各職場に洗濯機、乾燥機を配置し、対応していると聞いている。

(7) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項であるが、

(8) 仕業線の猛暑対策を図ること。(特に、3番、4番線)

【回答】現状で対処されたい。

(9) 作業者に対して、ドリンク(麦茶、スポーツドリンク等)の支給を図ること。

(熱中症対策で、詰め所にタブレットが用意されているが、評判はよくない)

【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(10) ヘルメット用の汗取りパットを支給すること。(個人で購入しているのが現状)

【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(11) 外板作業員への手当を支給すること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

(12) 外板作業員のシャワー使用を許可すること。

【回答】他会社のことであり支社権限外事項である。

以 上

【若干の議論】

組合：SEKとサービックの共通した関係で聞くが、職場での個人面談は出向社員は応じないといけないのか。

会社：分からない。

組合：昨年、組合側として抗議したが個人面談の中で寝室の見取り図を書くように言われたことに対して、今後一切ないように会社から申し入れをして頂きたい。

組合：作業着は、JR社員と同様洗濯場にて洗濯できる申し入れに対し、「各職場に洗濯機、乾燥機を配置し、対応している」との回答であるが改善したのか。

会社：サービックも配置しているので、サービックのを使われている。

組合：サービック同士なら契約は要らないのではないか。

会社：サービックが考えることである。

以 上